

京都市立学校給食調理員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例（令和8年3月26日京都市条例第64号）（教育委員会事務局総務部教職員人事課）

地方自治法の一部改正に伴い、規定を整備することとしました。

この条例は、令和8年4月1日から施行することとしました。

京都市立学校給食調理員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和8年3月26日

京都市長 松井孝治

京都市条例第64号

京都市立学校給食調理員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する  
条例

京都市立学校給食調理員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「初任給調整手当」を「第一種初任給調整手当」に改める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(教育委員会事務局総務部教職員人事課)